

リース契約書(案)

- 1 リース物件 通信実験機器(詳細は別紙仕様書のとおり)
- 2 リース期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日
- 3 契約金額 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 内訳
- | | | |
|--------|-------|---|
| 令和8年度 | 円(月額) | 円 |
| 令和9年度 | 円(月額) | 円 |
| 令和10年度 | 円(月額) | 円 |
| 令和11年度 | 円(月額) | 円 |
| 令和12年度 | 円(月額) | 円 |
| 令和13年度 | 円(月額) | 円 |
- 4 契約保証金
- 5 据付場所 大分県中津市大字東浜407番地27
大分県立工科短期大学校

上記リース契約について、大分県立工科短期大学校 校長 吉田 和彦(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は次の条項によりリース契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 乙は、頭書記載のリース契約について、次条以下の条項に従い、甲に対して乙所有の実習パソコン等一式(以下「装置」という。)のリースを行うものとする。

(リース料等)

第2条 装置のリース料等(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)は、頭書記載の金額とする。

(リース料等の請求および支払)

第3条 乙は、装置のリース料等について、使用月の翌月の10日までに請求を行うものとし、甲は、適正なる支払請求書を受領した日から20日以内に支払うものとする。

(追加又は取替)

第4条 甲は、装置の追加又は取替の必要を生じた場合は、甲と乙とで別途契約するものと

する。

2 前項の追加又は取替に要する費用は、甲の負担とする。

(他の機械器具の取付、装置の改造等)

第5条 甲は、次に定める事項については、あらかじめ乙の文書による承諾を必要とする。

- (1) 装置に他の機械器具を取り付ける場合
- (2) 装置を改造する場合
- (3) 装置を頭書記載の据付場所から移転する場合

2 前項の場合に要する費用は、いずれも甲の負担とする。

(装置の保守等)

第6条 甲は、装置が常時正常な使用状況を保つように保守、点検、整備を行うものとする。

(保険)

第7条 乙は、装置について動産総合保険及びその他損害保険を付保しないことができるものとする。

(善良なる管理者の注意等)

第8条 甲は、装置の据付場所をあらかじめ、メーカーが申し出た温度、湿度、その他良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 甲は、装置の使用に際しては、適切な機器構成、要員の確保について責任を持つとともに使用管理及び処理結果の検査を適切に行うものとする。

3 乙は、甲の故意又は重大な過失によって装置が損害を受け、又はこれに欠損を生じた場合、甲に対してその損害賠償を請求することができるものとする。

4 前項の賠償額は、甲と乙との間で協議して定めるものとする。

5 甲は、装置及びこの契約に基づく賃借権を第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(リース満了後の処理)

第9条 リース期間満了後、甲の乙に対する債務がすべて履行された場合は、乙は、甲に装置を無償で譲渡するものとする。

(保守及び管理のための立入り等)

第10条 乙は、乙又は装置メーカーの従業員等で乙の指定する者を装置の保守及び管理等のため、装置の据付場所に立ち入らせることができるものとする。この場合、当該乙が指定する者に必ず身分証明書を携行させるものとする。

2 乙は、前項の立入りに際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(通知義務)

第11条 次の場合、甲は遅滞なく乙に通知しなければならないものとする。

- (1) 装置につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 装置につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 相手方がこの契約を履行しないとき又は履行しないおそれがあるとき。
- (2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。
- (3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 前項第1号によりこの契約を解除したときは、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

(協議)

第13条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について疑義が発生した場合は、甲乙間で協議するものとする。

(特約事項)

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分県中津市大字東浜407番地27
大分県立工科短期大学校 校長 吉田 和彦

乙